

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 19 年 2 月 8 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

#### 記

##### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

特別料理等の販売は、老人休養ホーム大阪市立塩楽荘（以下「当該休養ホーム」という。）において、本来提供が予定されているサービスに当然含まれるべきであるにもかかわらず、平成 11～17 年度まで大阪市が漫然と当該休養ホームの管理運営受託団体（以下「当該団体」という。）に目的外使用許可を与え、それらによる収益の徴収を怠っていることは違法である。

当該休養ホームにおける目的外使用に係る事業については、受託可能な業者は複数存在するうえ、利用者の便益を図るという事業目的に照らしても、主に市の同和問題の解決に資することを目的とする当該団体に対して許可する理由はない。

また、当該団体は、従前当該休養ホームの管理運営事業において、毎年度約 2 億円前後の赤字を計上し続けるという負の実績があり、目的外使用に係る事業についても、資質・能力がないことは明らかであり、地方自治法（以下「法」という。）第 238 条の 4 第 4 項に反し、違法、無効である。

市は目的外使用許可をすれば足りるのであって、その負担の下で財政的配慮をする理由はない。しかも、減額割合が 3 分の 2 という非常に高い割合である。

これらの販売等が真に「収益を度外視」しているならば、実際に各年度における収支を事業ごとに正確に把握した上で、次年度以降の事業ごとの減額の要否等を決めるべきであるが、資料には収支に関する記載がなく、使用料の減額、保証金の免除をする必要があるのか疑わしい。

本来の事業に含まれるべきものが目的外とされていることからして、実際には相当な額の収益が当該団体に帰属しているものと思われる。

以上の趣旨から、市長に対して、当該休養ホームの目的外使用に関し、適切に管理するための必要な措置及び違法な目的外使用による収益を当該団体から返還させるための必要な措置を講じるよう、監査委員が勧告することを求める。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

請求人が請求の対象としている平成 11～17 年度における当該休養ホームに係る行政財産目的外使用許可並びに使用料一部免除及び保証金免除については、それらの決定のあった日から、すべて 1 年を経過している。

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決）。

すなわち、正当な理由を判断するためには、相当の注意力による調査を必要とし、その場合における客観的な認識可能性を判断基準とするものであり、住民なら誰でも閲覧等できる情報については、それが閲覧等できる状況に置かれれば、住民が積極的に調査することを当然の前提としているものと解される。

この点、当該休養ホームにおいて、特別料理等は、公然と提供されており、また、行政財産の目的外使用が許可され、そのうち一部施設の使用料が一部免除されていること、保証金が免除されていることについては、情報公開の開示対象となっていることから、それぞれの決定日の時点で、情報公開請求等により知り得ることができたと解され、当該行為のあった日から 1 年を経過していることについての正当な理由は認められない。

したがって、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。